

平成 2 7 年 第 5 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成27年第5回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年5月20日(水)

開会 午後 3時03分

閉会 午後 4時13分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 西原 英治

指導主事 村上 正昭

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 第1回臨時教育委員会及び第4回定例教育委員会会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第35号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 7 議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について
- 8 協議事項 特別支援教育について
- 9 その他

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、本日の会議に際し、9名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可いたしましたので、報告をいたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第5回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 第1回臨時教育委員会及び第4回定例教育委員会会議録の承認

○持田教育長 日程第2、第1回臨時教育委員会及び第4回定例教育委員会会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

### ◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、平成27年度児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度児童・生徒数及び学級数（学校基本調査）に基づき、5月1日現在の状況につきまして御報告させていただきます。

4月に開催されました教育委員会定例会におきまして、平成27年4月7日現在の児童・生徒数及び学級数につきまして御説明させていただきましたので、その後の児童・生徒数及び学級数につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、通常学級における児童数でございますが、大南学園第七小学校第2学年で1人の増、第八小学校第1学年で1人、第3学年で2人の増、第九小学校では第2学年で1人の減、第十小学校では第2学年及び第3学年で各1人の増となり、総数では5人の増となっております。次に、特別支援学級における児童数については変動はございません。このことから、小学生全児童数につきましては、5人の増で4,612人となりました。なお、学級数の変動はございません。

次に、生徒数についてでございますが、通常学級におきましては、第一中学校第1学年で1人の増、総数で1人の増となっております。特別支援学級における生徒数及び学級数については、変動はございません。このことから、中学生全生徒数につきましては、1人の増で2,147人となっております。

3 日本語学級通級児童数についてでございますが、第1学年で3人の増、第2学年及び第4学年で各1人の増、第3学年では1人の減で、総数で4人の増となりました。

4 情緒障害等通級指導学級通級児童数から、8 情緒障害等通級指導学級通級生徒数につきましては、4月7日現在から5月1日までの間の変動はございません。

以上をもちまして、児童・生徒数及び学級数の状況報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成26年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** それでは、平成26年度市立中学校卒業生進路状況（学校基本調査）につきまして御報告させていただきます。

全中学校別の高等学校進学者、全日制、定時制、専修学校など、就職者、その他の進路状況でございます。

初めに、表の左下の合計欄を御覧ください。

平成26年度市立中学校卒業生数でございますが、男子332人、女子322人、合計で654人で、平成25年度の666人と比較して12人の減でございます。

高等学校進学者でございますが、まず全日制につきましては、国・公立高等学校へは398人で、卒業生全体から見た割合は60.9%、私立高等学校へは156人で23.9%でございます。次に、高等専門学校へは1人で0.1%、特別支援学校へは9人で1.4%、高等学校通信制へは15人で2.3%でございます。

次に、定時制につきましては、公立・私立高等学校へは55人で8.4%でございます。

そのほか、学校基本調査での公共職業能力開発施設などへの入学者を含めた専修学校等へは3人で0.4%、就職者は11人で1.7%、その他は6人で0.9%という状況でございます。

また、市内に所在いたします公立高等学校への進学者数は98人で、公立高等学校進学者総数の24.6%、昨年度と4.4ポイントの増となっております。また、市内に所在いたします私立高等学校への進学者数につきましては8人で、私立高等学校進学者総数の5.1%、昨年度と比較いたしますと4.1ポイントの減となり、市内所在高等学校への進学者数は106人で、全日制の高等学校入学者数の19.1%、昨年度と1.6ポイントの減となっております。

以上をもちまして、中学校卒業生進路状況の報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○**持田教育長** 続きまして、3点目でございます。

小中一貫教育全国サミットの開催についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** それでは、小中一貫教育全国サミットの開催について御報告をいた

します。

資料3を御覧ください。

前回の定例会で、教育長報告としてお知らせをいたしておりました平成28年度小中一貫教育全国サミットでございますが、去る4月24日に京都市で開催されました小中一貫教育全国連絡協議会の幹事会におきまして、その開催を武蔵村山市で行うことが決定したとの御連絡をいただきました。いわゆる正式決定につきましては、手続上、本年度開催をされます奈良県における全国サミットの総会の場で行われるということで伺っております。

小中一貫教育全国サミットでございますが、今年度は10月22日、23日に新潟県三条市で、また本年度は特別に平成28年1月29日、30日に奈良県奈良市、2回開催されることになっており、開催の決定を受け、本市から教育長が両会議に参加をし、平成28年度開催の御案内と参加の呼びかけを行うこととしております。

平成26年10月現在になりますが、この小中一貫教育全国連絡協議会には、正会員と賛助会員、合わせて77の団体が参加しており、全国大会には毎回およそ1,500人規模の参会者を集めて行われております。本市におきましては、昨年度、和文化教育全国大会第11回武蔵村山大会を開催し、一定のノウハウを経験いたしました。この大会以上の全国からの参会者が想定されますことから、市を挙げて全国の参会者におもてなしの心をもってお迎えしたいと考えております。

なお、1,500人程度と申し上げますと、延べ人数にしますと、この倍になる可能性がございます。今後、この具体的なプログラム等を策定する中で、教育委員の皆様から御支援、御助言を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

放課後子ども教室の新規開設についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、放課後子ども教室の新規開設について御説明いたします。

国が推進する放課後子どもプラン及び放課後子ども総合プランの一環として、平成19年度から実施しております放課後子ども教室につきましては、今年度、新たに第八小学校で開設いたします。

開始日につきましては、6月2日火曜日からとし、実施日は月曜日から金曜日までの週5日を予定しております。ただし、学校の休業日、学校給食のない日は実施いたしません。

場所は、新校舎1階の教室となります。

第八小学校では、在籍児童数が749人と多いことから、放課後子ども教室申し込み児童数も多くなることが見込まれるため、学童クラブに所属している児童は対象から除くこととさせていただきます。これにより、対象児童数は627人となります。なお、平成27年5月20日、本日、午前中までの申込み数は226人でございます。

武蔵村山市では、平成19年度に小中一貫校村山学園第四小学校と雷塚小学校で開設、平成20年度に第二小学校、平成21年度に第一小学校と小中一貫校大南学園第七小学校がそれぞれ開設、さらに平成22年度に第九小学校で開設しております。今年度開設する第八小学校を含めると、7校での実施となります。

私からの報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第38回武蔵村山市歩け歩け大会の開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第38回武蔵村山市歩け歩け大会の開催結果について、御報告をさせていただきます。

4月19日日曜日に開催をいたしました歩け歩け大会につきましては、第一小学校校庭をスタート、ゴール地点として、新緑の狭山丘陵を歩く、約9.5キロメートルのコースで実施をいたしました。

男性が108人、女性が123人の合計231人、86歳から3歳までと、幅広い年齢層の方に御参加をいただきました。市内の各小学校にチラシを配布したこともございまして、参加者の約3分の1は12歳以下という状況でございました。

先頭が1時間45分、最後尾が2時間50分で、参加者全員がけがもなく踏破できたことを報告いたします。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式へ御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。



以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

平成27年度少年少女スポーツ大会第7回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度少年少女スポーツ大会第7回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催結果について、御報告をさせていただきます。

5月9日土曜日に市立第十小学校を会場として実施をいたしました本大会につきましては、開会式直前から小雨の降る状況となったことから、開会式は校庭で実施をいたしましたが、相撲大会につきましては会場を体育館に変更して、午前10時から競技を開始いたしました。

参加状況といたしましては、未就学児の部が68人、小学生の男子の部が113人、小学生の女子の部が61人の合計242人が参加をいたしました。

各小学校からの参加状況は、資料、下段の表にお示しをしておりますが、市内全小学校から参加をいただいたところでございます。

なお、横田エレメンタリースクールにもお声かけをいたしましたが、今回は都合により参加はございませんでした。

それぞれの部における優勝者等につきましては、資料裏面の14ページにお示しをしてあるとおりでございます。

教育委員の皆様には、お忙しい中、また小雨の降る中、本大会に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

なお、小学4、5、6年生の優勝者は、6月28日日曜日に、日野市で開催されます第27回わんぱく相撲東京都大会に、武蔵村山チームとして出場することとなっております。

多くの保護者の方も応援に来られ、盛大に大会が開催できましたことを報告いたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

姉妹都市交流事業第9回栄村駅伝大会の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、姉妹都市交流事業第9回栄村駅伝大会の開催について、御報告をさせていただきます。

毎年恒例の栄村駅伝大会でございますが、今年も武蔵村山市から長野県栄村に3チームを派遣し、スポーツ交流を図ってまいりたいと考えております。

開催日は、7月5日日曜日。スタート時間は、午前9時30分の予定でございます。

コースといたしましては、北野美座川橋をスタート地点とし、6区間の12.1キロメートル、ゴール地点は栄小学校でございます。

本市の出場選手は、前日の7月4日土曜日、午前9時に中型バスで市役所を出発し、栄村の中条温泉トマトの国に宿泊する予定となっております。市内の小・中学校からの参加は輪番制となっております。今回は第三小学校と第五中学校から8名の児童・生徒が参加する予定となっております。

以上でございます。

○持田教育長 8点目でございます。

武蔵村山市立学校小・中学生の功績に対する記念品贈呈基準内規についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、武蔵村山市立学校小・中学生の功績に対する記念品贈呈基準内規につきまして、御報告申し上げます。

資料8を御覧いただきたいと思っております。

児童・生徒表彰は、武蔵村山市立学校の小・中学生がスポーツ、文化活動で活躍し、その成績が優秀、又は顕著な善行等に対して、その荣誉又は行為をたたえて、教育のつどいにおいて記念品を贈呈するものでございますが、その表彰基準を厳選し、表彰された児童・生徒が誰から見てもその功績をたたえられるよう、表彰基準を一部見直すことといたしました。

主な変更点につきましては、東京都の区域を対象とした大会等については、順位が決定するものについては第3位以上、それ以外のものについてはベスト4若しくは金賞程度の成績、又はこれらと同等に認められる成績を収めたときと改正し、また、多摩地区の区域を対象とした大会等については、優勝、準優勝若しくは金賞程度の成績、又はこれらと同等と認められる成績を収めたときといたします。

なお、記念品の贈呈の時期について規定しておりませんでした。原則として当該年度の教育のつどいにおいて行う旨を定めるとともに、その後の大会等で該当する児童・生徒がいた場合には、随時又は翌年度に開催される教育のつどいにおいて、記念品を贈呈することを規定してございます。

なお、詳細につきましては、資料の21ページ以降に、武蔵村山市立学校小・中学生の功績に対する記念品贈呈基準内規新旧対照表がございますので、後ほど御覧いただきたく存じます。

他の児童・生徒の優れた活動に刺激を受け、様々な活動へ取り組む際の動機付けとして有効であることから、今後も継続して実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

9点目のその他でございますが、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会より、「再度、教科書採択についての公平・中立な取り組みをお願いします。」という文書が届いておりますので、その対応等につきまして、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、5月11日付で届けられました書面に関する御対応等につきまして、御説明をさせていただきます。

この書面につきましては、教育長の職にあられる方に対して届けられたものでございますので、組織である私ども教育委員会事務局で収受をさせていただきました。

まずは、その内容を私の方でお読みいたします。

文書の表題は、「再度、教科書採択についての公平・中立な取り組みをお願いします」となっております。

本文でございます。

貴教育委員会の当市の教育活動に対し、日頃の御努力に感謝するとともに、採択の取り組み改善の御配慮に敬意を表します。

私たちは、昨年、採択の公平性、透明性の確保や、先生たちの声を反映させるために、学校に見本本を届けることなど、採択要領の改善や採択時の教育委員会の運営についての改善を申入れました。

教育委員長の開かれた会議の在り方を検討、適正かつ公平な採択などの発言により、採択要領、委員会運営など、採択全般において改善されました。貴委員会の多大な御努力に感謝

いたします。

さて、前回、教育委員会を傍聴し、次のことについて私たちの質問や意見が全く教育委員の先生方に伝わらなかったのではないかと危惧し、再度、文書で申入れるものです。

教育委員会でなされた報告は、私たちが申入れた真意と大分かけ離れたものと感じました。特に次の2点は、真意が伝わらなかったと思われます。

①教育委員会の運営の仕方や採択について、貴委員会の努力や委員の先生方の熱心な活動には敬意を表明していること。

②教育委員会の協議の中での教育委員の努力が報われないという発言からも、私たちの真意が伝わっていないように思いました。

そこで、教科書採択の時期を迎える折から、改めてもう一度、今後の行動について考慮していただきたいことを申し入れます。

まず、教科書採択について、文部科学省952号通知、教科書採択に関する宣伝行為等によると、各教科書発行者殿として、下記の諸事項を厳守し、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招かぬように努力してくださいとあります。これは教科書採択を公平・中立に扱うことを求めたものだと思います。

①教職員、公職関係者など、採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。

②は略。

③内容見本または解説書等は、類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。

④採択期間中において、教科書に関する講習会、または研修会等を主催せず、原則として関与しないこと。以下、略。

⑤教科書を児童または生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこととあります。

これは教科書発行者に向けたものですが、当然、採択従事者がこれを十分考慮して行動することを求めたものだと思います。

私たちが申入れた市教育長の行動については、1 教育長の教育再生首長会議への参加について、主催団体は市採用の教科書会社を後押ししている団体、個人が多数参加している会議であり、また採択前年を控えたこの時期の参加は自粛すべきではなかったかと思えます。特に採択期間中ではないので問題ないのではと考えるのは、いかがなものでしょうか。この文書は、教科書会社向けであります。採択従事者の立場にある者は、なおさら文書の趣旨

を理解して行動に注意しなければいけないのではないかと思います。

2 また以前、全中学生、小・中学校教員等に配布したパンフレット、「日本がもっと好きになる」についても、同趣旨の申入れをしました。御存じのように、「日本が」のパンフレットの内容は、教科書の写真やページを明示し、次期採択に向けての教科書宣伝の文句が裏表紙に書かれています。これは①の宣伝行動に当たり、③の内容見本に類似する作成、配布につながると思われ、申入れをしたのです。このときも、私たちはこの配布は軽率な行為ではなかったかと考えています。この経緯を顧みますと、特定の会社に偏るような今回の行動は、市長の同伴とはいえども控えるのが当然と思われまます。

3 このようなことを市民の立場で言うならば、特定の教科書会社を応援、又は関係する人たちが多数集まる会合に、公正・中立を求められる採択従事者、教育長が、たとえ採択の期間中ではないとしても、参加すべきではなかったと思います。私たちは、社会通念上も疑われる可能性のある会合は、参加自粛が当たり前の常識的行為だと思うのですが、いかがでしょうか。

以上の点から、私たちの真意をお酌み取りの上、今後の行動を考慮していただきたく、文書にしたため申入れます。

お聞きいただきましたように、平成27年3月に教育委員会定例会におきまして御報告をいただきました同団体からの要請の内容について、要請者の真意が伝わっていないとの御判断から、今回の「再度、教科書採択についての公平・中立な取り組みをお願いします」と題した書面をお持ちになったということでございます。

まず冒頭、本市の教科用図書の採択に当たっては、多大な努力が行われており、教育委員の努力や熱心な活動に敬意を表するというので、3月の定例会における委員の皆様が感じられた残念な思いは、決して要請者の真意ではないということでありました。これにつきましては、この書面を私自身が直接お受けをしておりますが、その際にも、そのような趣旨の御発言をされておりました。

今回のお願いに当たる部分、この先になりますが、今回のお願いの根拠は、文部科学省が教科書発行者宛てに発出をしております「教科書の採択に関する宣伝行為等について」という通知であります。

この通知を根拠に、1 教育再生首長会議への参加は自粛すべきであった。2 「日本がもっと好きになる」の配布は軽率な行為であったと述べておられます。3 つ目については、1 と内容が重複しております。

まず1点目ですが、教育再生首長会議には、教育長が市長の随行であることを主たる目的とした上で、教育こそ地域と日本の再生の根本とする本会の趣旨を受けて、研修も兼ねて参加したものであり、教科用図書の採択とは何ら関係はございませんでした。

また、2点目につきましては、市議会定例会で繰り返し御説明をしておりますが、生徒の学習資料とすることを目的に配布をしており、1点目同様、教科用図書の採択とは関係はございません。

その上で、今回のお願いの根拠としております文部科学省の通知は、その対象が教科書発行者であり、教科書採択権者ではございません。そもそも論拠が成立しておりません。ただ、このことは当該団体の方も認識をされているのか、全て文末が「思われます」や「思えます」、「考えています」など、あくまで作成者の主観に基づく御意見であり、何らかの法的根拠を持つ要請とはなり得ておりません。その意味で、様々な立場の方が自由にお考えをもたれることは何ら問題ではございませんが、公教育を預かる本市教育委員会といたしましては、今後も法にのっとり粛々と今年度の教科用図書の採択に当たっていただくものと存じます。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 ただいま、学校教育担当部長から報告がありましたが、平成28年度使用教科用図書の採択は、これまでどおり法令に従って粛々に行っていくということの確認だと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。  
土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 1点、お伺いいたします。

放課後子ども教室、これの関係でございます。現在、6校、実施されているということなんですけれども、今回、第八小学校は対象児童数が、在籍児童数が多いということで、学童クラブ措置児童数は対象外だというような御説明がございましたが、現在、申込み226名、他校のクラブに参加している子供の平均というのは、どのぐらいの子供たちが申込みをして、放課後、活動をされておりますか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、お答えいたします。

放課後子ども教室の在籍数ということで、まずお答えさせていただきます。

第一小学校が、これは平成27年5月20日現在でございますが、第一小学校が190人、第二小学校が236人、村山学園第四小学校が190人、大南学園第七小学校が311人、第八小学校が226人、第九小学校が180人、雷塚小学校が240人という人数でございます。

学童クラブについては、全体の数値を確認してございませんが、第八小学校の部分が122人ということでございます。

以上でございます。

○持田教育長 土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 この学童クラブの活動内容が、人数制限をしなければならないような活動内容が多いものなのか、それとも放課後から17時までの時間帯、自由にサポーターが見ている中で活動をされている。いかがですか、やはり人数制限というものはしないと、事故防止とか、そういったものに影響を及ぼすというようなお考えから、人数制限をされたものなんでしょうか。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、お答えいたします。

第八小学校につきましては、資料でもお示しをしましたとおり、対象児童数が多いということで、放課後子ども教室で実施できる場所ですね、教室は1つ新校舎で確保したわけですが、そのほかに在籍数が多くなれば、あいている教室であるとか校庭、それから体育館等を利用させていただくわけですが、授業での利用が優先されますので、学校での人数が、やはり児童の在籍数が多いということになりますと、使える場所の制限がどうしても出てしまうということがございますので、今回は第八小学校の人数が多く見込まれるということございましたので、学童の在籍者については、申し訳ないんですが、遠慮をしていただいたという措置をとらせていただきました。

以上でございます。

○土田職務代理者 このような質問の趣旨は、同じクラスメート、子供たちがともに同時間内で学校にとどまる、この中で別々な行動をしなければならぬというようなことの寂しさというんでしょうか、そういうものの危惧をしております。同じクラスの友達が、一緒の時間帯、一緒に過ごすことができたなら、そんなにいいことはないんだろうかと。しかしながら、この学童クラブの方は、おやつの時間になったら、その部屋に行っておやつを食べますので、反対に放課後子ども教室のお子さんたちは、その辺ちょっとまた割り切れないうところも出てくるのかなとは思いますが、いずれにしてもこの学童クラブと放課後子ども教室の事業

というのは、現在、所管が違うところなんですけれども、これは両方一緒によりよい運営をしていただくのが望ましい姿だと、こういうふうに思いますので、できるだけその状況に応じて改善をしていっていただけたらと、対象外というものがなくなるような方法をとることができたらと、こういうふうに思いますので、ひとつ研究をよろしくお願ひしたいと  
思います。

以上です。

○持田教育長 ただいまの件で、山田文化振興課長から、付け加えることありませんか。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 土田職務代理のおっしゃるとおり、放課後子ども教室と学童クラブにつきましては、同じ学校に在籍している子供たちが、一緒に活動ができるということが、やはり望ましい姿ではあろうかと思ひます。現状では、ちょっと制度等の違いがございますので、なかなか一体的な運営というのは難しいところでございますが、現在、学童クラブと、それから放課後子ども教室が、ある特定のプログラムが、一緒に活動ができないかということで、大南学園第七小学校と第九小学校をモデル校としまして、同じ学校の敷地内に放課後子ども教室と学童クラブがあるところ、ここをモデル校としまして、一体型の放課後子ども教室、学童クラブ、一体型と申しましても、ある特定のプログラムを共有化していくような方向というのを、検討してまいりたいと考えております。これにつきましては、健康福祉部と教育委員会とで、また現場での担当者ですね、それから学校も交えまして話し合いの機会をもつてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 1点だけ訂正とさせていただきます。

ちょっと私も勘違いをしておりましたが、第八小学校の学童クラブは一体施設じゃなかったんですね。山王森だったんですね。今、二小が新しくできた、十小もある、八小もそこかなと思ひて発言しました。そういうことで、たまたもし八小も、そこで同じようなことができたらということで、訂正させていただきます。

以上です。

○持田教育長 学童クラブと放課後子ども教室の在り方については、既にモデル校として検討を始めていると、こういうことでよろしいわけですね。

そのほかございますか。

島田委員。



○島田委員 私も、放課後子ども教室のサポーターの人数なんですけれども、学校によってそれぞれ利用児童数が違うんですが、八小に関しては、毎日8人のサポーターの方たちがいらっしゃって、見守ってくださっているのか、ちょっと確認したいなと思いました。

○持田教育長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 放課後子ども教室のサポーターにつきましては、参加する児童の人数にもよるんですが、おおむね常時、サポーターの方が7人いるようにということで、今、事業の方は進めてございます。今回、開設する第八小学校につきましても、申込み人数の方は多くなる見込みはしておりますけれども、まずはコーディネーター1名とサポーター7名が、常時いるような形をとりたいと考えております。交代勤務等もございますので、どうしてもサポーターの中で出られない場合、あるいは欠員が出てしまうような場合には、シルバー人材センターの方々に委託をしまして、そこから不足する人員については派遣をお願いするという形をとらせていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 島田委員、よろしいですか。

○島田委員 ありがとうございました。

○持田教育長 そのほか、質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第4、議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領について、別冊のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年5月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第33号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、平成28年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために必要な事項を定める必要があり、平成27年4月22日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認につきまして御説明をいたします。

本教科用図書採択要領につきましては、平成27年4月の定例教育委員会におきまして、協議事項として御協議をいただき、平成27年4月22日に決定したい旨、御説明をさせていただきました。

別冊がございますので御覧ください。

4月の定例教育委員会後に、教育委員会事務局において1点、追記をした箇所がございます。

採択要領の3ページ、第5 適正かつ公平な採択の確保、こちらの第2項目、こちら4ページになります。こちらの第2項目の2行目、「ただし、採択後、」以降に「採択資料作成委員会、調査研究委員会及び学校調査会の調査研究の内容並びに委員名簿、」という文言を追記をいたしました。これは教科書採択後、公開する内容をより明確に示すために追記したものでございます。

なお、本採択要領に基づき、教科書採択にかかわる各種委員会、調査研究等を行う必要がありましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき、臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり教育委員会に報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第5 議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第5、議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年5月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

市立第二小学校、第七小学校、第十小学校及び第一中学校の学校運営協議会委員の追加に

に伴い、委員を任命する必要がある、平成27年5月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして、御説明いたします。

平成27年4月の教育委員会定例会で議決をいただきました第二小学校、第七小学校、第十小学校、第一中学校の武蔵村山市立学校学校運営協議会委員につきましては、委員の追加等により、改めて委員を任命する必要があるが生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき、臨時に代理をしたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案の次に別紙がございますので御覧ください。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎日程第6 議案第35号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について

○持田教育長 日程第6、議案第35号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第35号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年5月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の辞任に伴い、委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第35号について御説明いたします。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、別紙を御覧ください。

公民館運営審議会委員のうち、学校教育の関係者から選出されている委員より、一身上の都合で辞任の申出がありましたので、後任を市立学校校長会に依頼しましたところ、市立第一中学校校長、島田治先生の推薦をいただきました。そこで、平成27年5月21日付で委嘱を行う必要が生じたので、提案するものでございます。

なお、委員の任期につきましては、武蔵村山市公民館条例第19条第3項の規定により、前委員の残任期間であります平成28年3月31日までとなっております。

内容につきましては以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎日程第7 議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について

○持田教育長 日程第7、議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について。

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年5月20日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、委員を任命する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、図書館長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について御説明申し上げます。

図書館協議会委員の任期が平成27年6月30日をもって満了となることから、新たに委員10人の任命を行うものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思えます。

任命に当たりましては、武蔵村山市立図書館条例第3条第3項の規定に基づき、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものでございます。

なお、任命年月日につきましては、平成27年7月1日。任期につきましては、平成29年6月30日までとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

## ◎日程第8 協議事項

○持田教育長 日程第8、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、特別支援教育についての御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項資料別冊をお出してください。

それでは、協議事項、特別支援教育についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、本市の今後の特別支援教育につきまして、委員の皆様からの御意見等を伺いたく、その内容について御説明をさせていただきます。

東京都教育委員会が平成26年度に調査を行いましたところ、アスペルガー症候群や注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童は、全都でおよそ6%いると想定をされておりますが、そのうち通級指導学級で指導を受けている児童は18.4%にとどまっているとのことでございます。

そこで、東京都教育委員会では、1人でも多くの支援を必要とする児童に適切な指導を行う手だてとして、特別支援教室の設置を進めることとなりました。この特別支援教室とは、これまでの地区に設置された通級指導学級、本市では第八小学校及び村山学園に設置をされておりますが、そこに子供が通うのではなく、全ての小学校に個別や少人数指導を行うための教室を設置し、支援が必要な児童は、校内のその教室に通って個別に必要な指導を受けるというものでございます。

これにより、児童及び保護者は、ほかの学校に通う必要がなくなり、物理的にも、心理的にも、特別支援教育への壁が低くなると考えられております。つまり、本来、通級指導学級で支援を受けるべき児童が、より支援を受けやすい環境ができ、現状、18.4%にとどまっている、いわゆる支援率が向上するというふうに考えているものでございます。

東京都教育委員会では、平成28年度から設置を始め、平成30年度には都内全小学校に特別支援教室を設置するとしております。

そこで、本市といたしましては、各学校の教室の利用状況や児童数等を考慮し、まずは平成28年度に、現在、通級指導学級のある村山学園を拠点校とし、大南学園第七小学校及び雷塚小学校の計3校に特別支援教室を設置したいと考えております。そして、平成29年度に3校、平成30年度に3校追加し、全校設置を進めていきたいと考えております。

もう一点、特別支援教育について御説明をいたします。

このほど小中一貫校村山学園、齋藤実統括校長から、学校経営の重点として、小学部に情緒障害の固定学級を設置したいとお話がありました。御存じのように村山学園では、小



中一貫校として様々な角度から特色ある教育活動を展開し、その取組は国の機関であります国立教育政策研究所からも注目をいただくなど、先進的な取組を進めております。その中で、義務教育9年間を通して、意図的、継続的教育活動を進める中で、特別支援教育の更なる充実の視点を加えていく必要性を提起されているものでございます。

齋藤統括校長から伺ったお話でございますが、保護者は小中一貫校村山学園に、9年間を見通した充実した義務教育を受けられることを期待して我が子を入学させますが、その子供が特別な支援を必要とする場合、通級指導学級適であれば、同じ村山学園内で学習できますが、固定学級適の判定を受けると、雷塚小学校若しくは第一小学校に通わせなくてはならなくなり、保護者の言葉をかりますと、追い出されたというような思いをもつ方がいらっしゃるということでございます。もちろん齋藤統括校長にはそのような考えはなく、より適切な教育支援を受ける手だてとして設置されている固定学級への入級となるわけでございますが、施設一体型小中一貫校として、その期待に応える手だてとして、村山学園としても情緒の固定学級を設置し、村山学園の中でより適切な支援を受けられる体制を整えたいとの経営方針をもったということでございます。

教育委員会といたしましても、施設一体型の小中一貫校の特色を新たな視点で生かす取組みになる可能性があると考え、今後、校長会や特別支援教育専門委員会等の御意見を伺いながら、調整してまいりたいと考えております。

以上、2点につきまして御協議をいただき、また改めて6月定例会において御承認をいただければと考えております。

御説明は以上でございます。

○持田教育長 ただいま1点目、特別支援教室についての説明、2点目、村山学園の固定の情緒障害学級の設置についての説明ということで、2点ございましたので、まず協議事項に対しまして御意見、質疑等があればお受けいたしますが、まず1点目の特別支援教室についての御意見、質疑等があればお受けいたします。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 それでは、1点目ということなんですけれども、平成30年度までに市内全校に開きたいというようなお考えのもとなんですけれども、今、学校は普通教室、それから特別教室等を置きまして、特に児童数も増加しているというようなことから、教室の確保が大変難しいのではないかなというような声も聞きますが、全校に新しく特別支援教室を置けるというようなこと、どうなんでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、お答えいたします。

現状、第三小学校や第十小学校は、児童数の関係で余裕教室がございません。そこで、本市における特別支援教室の設置は、今後の各学校の教室の利用状況を踏まえ、平成28年度から平成30年度までの3段階に分けて順次設置していきたいと考えております。先ほど御説明をいたしました村山学園、大南学園第七小学校、雷塚小学校は、現状、余裕教室がありますことから、まずはこの3校に設置したいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 この施策は、東京都の施策で、30年度までに設置すると、そういう前提で市が計画をしていると、こういうことでよろしいですか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 ただいま教育長からお話をいただきましたように、この施策そのものは東京都教育委員会の施策でございます。

以上でございます。

○持田教育長 ほかにありますか。

よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 特別支援教室を全9校設置するという事は、先生の数は増えるということでしょうか。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、お答えいたします。

まず、この特別支援教室を設置する全ての小学校に非常勤教員が1人配置されます。その上で、市全体で特別支援教室を利用する児童、10人に1人、正規の教員が配置をされます。本市の場合、例えば市全体で対象児童が90人いれば、9人の正規教員が配置されますので、各校に1人ずつ担当教員を配置することができます。仮にもし対象児童が50人だった場合は、5人の教員が在籍校から対象児童のいる学校の特別支援教室を、巡回して指導するという対応をとることになることとなります。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 それでは、私の方からも1点だけ質問させていただきます。

先ほど土田職務代理者のほうからお話、ちょっとありましたけれども、東京都教育委員会は都内の全小学校に、この教員を配置すると言っているようであります。しかしながら、全都にはたしか1,300を超える、1,300近くの学校数があるというふうに、私、認識しているところなんです、実際、教員の配置、特に特別支援については、ちょっとしたある程度の専門性もやっぱり必要になってくるわけでありまして、そういう指導者の配置は可能かどうかですね。可能なんだろうかな。そこのところを、部長にちょっとお伺いしてみたいと思います。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、お答えいたします。

私がこれまで聞いてきました中で、この特別支援教室の設置については、もう3、4年近く、東京都の方はかなり時間をかけて検討を進めてきているようです。その中で、発達障害のある児童の在籍率、先ほど申し上げましたおよそ6%、この数字を根拠に教員の必要数を算出し、さらに現在、毎年一定数増えております非常勤教員の数を根拠に、この一定の想定をした上で、今回の計画を提案してきたものであろうと考えております。代表委員がおっしゃるように、その専門性の担保といった意味で、教員1人だけではなく非常勤教員も配置することで、そこを担保していきたいということが、東京都教育委員会の考えであるという御説明は何っているところでございます。

以上でございます。

○持田教育長 高橋代表教育委員。

○高橋代表教育委員 そこのところはしっかり確認した上で、進めていただきたいなど、こういうふうに思います。

○持田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

島田委員。

○島田委員 実際に今、村山学園の情緒固定学級ですか、どれぐらいのニーズがあるのか教えていただければと思います。

○持田教育長 それでは、2点目の村山学園の情緒障害の固定学級設置についての質問をお受けいたします。榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 現在、雷塚小学校の情緒の固定学級には17人の児童が在籍をしておりますが、そのうち6人が、学区としては村山学園が指定校になっている児童でございます。仮にこの子供たちが全て村山学園を希望した場合、現在、村山学園に在籍をしております校内に固定学級があるということを理由に希望する児童が、仮に、仮にの話でございますが、3人いたとすれば、あくまで仮定の話ではありますが、固定学級として2学級設置をすることができるようになります。この2学級という数字は、第一小学校の情緒の固定学級は、ここしばらく1学級で推移をしておりますことから、それなりのニーズはあるのかなというふうには私どもは考えております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 そのほか、1点目、2点目、あわせていかがですか。

よろしいですかね。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、御意見等がありましたら、後ほどでも事務局のほうにお伝えいただければというふうに思います。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

---

### ◎日程第9 その他

○持田教育長 日程第9、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

事務局からの報告等の発言があればお受けいたします。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

---

### ◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4時13分閉会